解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

熊本県水俣市浜松町五七番地の六

水俣電子株式会社

代表清算人　山口　孝之

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

熊本県阿蘇市永草字堤二〇八九番地

株式会社ＮＯＫサービス阿蘇

代表清算人　村森　茂

解散公告

当社は、平成二十四年三月二十三日開催の臨時株主総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

大分市豊海三丁目四番六号

株式会社九州巴コーポレーション

代表清算人　西條　公康

解散公告

当社は、平成二十四年三月七日開催の臨時株主総会の決議により平成二十四年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

大分市大字旦野原七〇〇番地

有限会社大分ＴＬＯ

代表清算人　宇津宮孝一

解散公告

当社は、平成二十四年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

宮崎県えびの市大字向江一一八八番地一

株式会社銀色夏生オフィス

代表清算人　山元みき子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

鹿児島県肝属郡東串良町池之原二六一〇番地一

農業生産法人有限会社コアラ・ユーカリ園

清算人　中野　実

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

北海道上川郡清水町南四条二丁目二番地

財団法人清水町農業振興公社

代表清算人　間木野篤雄

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十四年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

仙台市青葉区国分町三丁目一〇番一〇号

財団法人仙台市勤労者福祉協会

代表清算人　佐藤　吉正

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

山形県尾花沢市若葉町一丁目四番二七号

財団法人山形県おもたか奨学会

清算人　星川　保松

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月二十九日開催の臨時総会の決議並びに栃木県知事の認可により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

栃木県宇都宮市下栗一丁目一一番地三

職業訓練法人栃木県造園高等技術学校運営会

代表清算人　染宮　正

連絡先　栃木県宇都宮市川田町一〇八番地三

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

埼玉県川口市青木二丁目一番一号

財団法人川口市職員互助会

代表清算人　澁谷　祥晴

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

埼玉県羽生市大字下羽生八七六番地

財団法人羽生市地域振興センター

清算人　安野　恵子

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

千葉市中央区富士見二丁目二二番二号　千葉中央駅前ビル三階　千葉県経済団体広報協議会内　財団法人千葉県中小企業会館

清算人　白鳥　秀一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

東京都西多摩郡檜原村一〇八三番地四

財団法人南郷共益会

代表清算人　井上　孝次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル六階

財団法人国際郵便基盤研究開発センター

清算人　早田　利雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

東京都調布市西つつじヶ丘二丁目二二番二一号　特定非営利活動法人ジェイ・ペック

清算人　鈴木　貴夫